

○石巻市地域防災計画調整会議設置要綱

平成25年 5月14日告示第163号

改正

平成25年 8月 1日告示第254号

石巻市地域防災計画調整会議設置要綱

(設置)

第1条 石巻市防災会議条例（平成17年石巻市条例第192号）に規定する石巻市防災会議における事務を検討及び調整するため、石巻市地域防災計画調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は次に掲げる事項について検討及び調整する。

- (1) 石巻市地域防災計画（以下「防災計画」という。）の作成、修正等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、防災計画の作成、修正等のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、総務部次長（原子力・防災担当）をもって充て、副会長は総務部次長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 石巻専修大学学長が指名する者
- (2) 宮城県東部地方振興事務所長が指名する者
- (3) 宮城県石巻警察署長が指名する者
- (4) 東北電力株式会社石巻営業所長が指名する者
- (5) 石巻赤十字病院長が指名する者
- (6) 石巻地方広域水道企業団企業長が指名する者
- (7) 石巻地区広域行政事務組合消防長が指名する者
- (8) 石巻市職員のうち別表に掲げる職にある者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(職務)

第4条 会長は、調整会議を代表し、調整会議の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、専門的な知見からの検討が必要な場合には専門部会を設置することができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議及び専門部会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができるほか、委員以外の者から文書により意見又は説明を求

めることができる。

- 4 会長は、審議事項について急を要するため会議を招集する暇がないと認めるときは、持ち回りにより検討及び調整を行うことができる。

(専門部会)

第6条 専門部会は、会長が指定する者をもって構成する。

- 2 専門部会に、座長及び副座長を置き、それぞれ会長が指名する。
- 3 座長は、部会を代表し、部会の会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 部会の会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

(事務局)

第7条 調整会議の事務局は、総務部危機対策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年5月20日から施行する。

附 則（平成25年8月1日告示第254号）

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

復興政策部復興政策課長、総務部総務課長、同部危機対策課長、同部防災推進課長、財務部行政経営課長、復興事業部基盤整備課長、河北総合支所地域振興課長、生活環境部環境課長、健康部健康推進課長、福祉部福祉総務課長、産業部産業推進課長、建設部都市計画課長、病院局事務部病院管理課長、教育委員会教育総務課長
